

コメントの概要とそれに対する金融庁の考え方

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針 (コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)

No	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>事業再生、業種転換、事業承継等の場合は、特にその必要性がないときでも、必ず外部機関等を使わなければならないように誤解されるおそれがあり、妥当でないと思います。</p> <p>そして、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ1. ②には、「抜本的な」という文言があります。したがって、案の中の「顧客企業が事業再生」を「顧客企業が抜本的な事業再生」とし、「債権者間の調整」を「債権者間の抜本的な調整」とすべきだと思います。</p> <p>また、上記パッケージ1. 第1段落には、「必要に応じ」という文言があります。したがって、案の中の「積極的に活用」を「必要に応じ積極的に活用」とし、「積極的に連携・協力」を「必要に応じ積極的に連携・協力」とすべきだと思います。</p>	<p>今回の改正案は、特に必要性がない場合でも、必ず外部機関等を活用しなければならぬという趣旨ではありません。</p> <p>改正部分の前段落において、金融機関が顧客企業のライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案する際、「必要に応じて」外部機関等と連携する旨を記載しており、今回の改正案では、当該記載を踏まえた上で、なかでも特に顧客企業が事業再生等の支援を必要とする状況にある場合等には、当該支援の実効性を高める観点から外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する旨を明記したものです。</p>
2	<p>①今回の改訂案では特に実抜計画等が必要なケースにおけるソリューション提案について中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携、及び外部専門家の積極活用がうたわれている。この改訂は4月20日付け「政策パッケージ」を指針に反映したものと考えられるが、一方で同じ政策パッケージでは協議会の処理件数・標準処理期間について極端な想定がなされており、ましてやデューデリジェンスの省略まで明文化されているなど、真のソリューションが果たされるか非常に懸念される記述がある。金融庁が想定する「真のソリューション」と経済産業省・中小企業庁が想定する「対応」との間できちんと平仄は合っているのか。</p> <p>②また、上に経済産業省・中小企業庁が想定する処理件数は極端と述べたが、それでも金融円滑化法の適用を受けていると考えられる企業数万社を分母と考えると処理件数は一部に過ぎないとも言える。</p> <p>昨年度改訂された監督指針は相当踏み込んだ内容で真のソリューションをうたい非常に共感を覚えたが、実際には金融機関の取り組みは進まなかった。金融検査の厳格化とその結果としての貸倒引当金の積み増し要請、金融機関に対する公的資金の積極的注入等による自己資本比率の手当等について金融庁が相当程度態度を変化させないと、今年度も結局問題解決には至らないのではないかと懸念する。</p>	<p>①平成24年4月20日に内閣府・金融庁・中小企業庁が公表した「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(以下「政策パッケージ」という。)においては、財務内容の毀損度合いが大きく、債権者間調整を要する中小企業に対しては、企業再生支援機構や中小企業再生支援協議会(以下「協議会」という。)を通じて事業再生を支援することとしており、そうした支援が可能となるよう、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法の確立に併せて、専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図ること等により協議会の機能を抜本的に強化することとしております。</p> <p>なお、協議会を活用した事業再生支援の実効性を高めるためには、金融機関が中小企業の財務及び事業の状況の把握及びそれに基づいた再生計画案の策定支援において主体的に関与していくことが重要であると考えております。</p> <p>いずれにせよ、監督指針にもあるとおり、各金融機関においては、中小企業の経営課題の解決に向けて、中小企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、必要に応じて外部機関等と連携しながら、当該ライフステージ等に応じた最適なソリューションを提案していくことが重要であると考えております。</p> <p>②貴重なご意見として承ります。</p> <p>まずは政策パッケージに掲げた施策について着実にその具体化を図るとともに、今後とも、中小企業庁等の関係省庁や関係機関と十分に連携しつつ、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を検討してまいります。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>個別企業に関して外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用するためには、当該企業の立地や業種・業容等具体的情報を当該第三者に伝えざるを得ない(会社名を伝えないまでもプロである外部機関には自ずと会社名がわかってしまう)が、その場合であっても顧客との関係では守秘義務上の問題はないと考えてよいか。もし守秘義務上問題あるならば、「顧客の同意を得られた場合に限り」等の限定を監督指針上明記すべきではないか。</p>	<p>現行の監督指針(※)においては、金融機関が保有する顧客企業の経営に関する情報を連携先(外部専門家、外部機関等)と共有する場合には、顧客企業の同意が前提となることに留意する必要がある旨を明記しております。</p> <p>(※) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-3(3)注書き、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)Ⅲ-2(3)注書きをご参照ください。</p>